

東海村障がい者総合支援協議会人権擁護・差別解消部会会議録

1 開催日時	令和5年9月6日（水） 午後1時30分から午後3時まで
2 場所	総合福祉センター「絆」多目的ホール
3 出席者	鈴木部会長，浅野委員，有賀委員，有阪委員，近藤委員（順不同）
4 欠席者	池永委員，坂下委員，澤島委員，川上委員，益子委員
5 議題	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）令和5年度の専門部会の取組みについて</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>①管理職向け研修については，村の研修所管課に，障がい施策や合理的配慮についての研修実施を求める。</p> <p>②合理的配慮推進事業については，村商工会の広報誌に制度紹介記事を掲載する方向で，商工会会員である部会委員の事業所から商工会に依頼する。</p> <p>③部会としては，精神障がいにおける差別解消をテーマに，講習会等を開催する。開催の手法や時期，対象者等具体的内容については，事務局を中心に，有阪委員や部会長と調整する。事務局の検討・調整結果を次回の部会で報告し，決定する。</p> <p>④次回開催は，10月下旬から11月9日までとする。</p> <p><b>【主な意見等】</b></p> <p>①管理職向け職員研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理職向け職員研修会」は，村の研修所管課に対し「（部会から）こういった意見があった」と事務局から話していただければよい。私たち委員は意見を出して，実施については村にお願いするしかない。</li> <li>・職員に対し，障がい理解の研修は実施しているか。その研修は，どのように行われているのか。職員異動の際にも実施しているのか。</li> </ul> <p>→事務局：新規採用職員研修では，障がい者施策や合理的配慮の講義があり，総合相談支援課職員が講師になっている。職員研修の体系として，新規採用時や職責ごとの研修，例えば係長に昇任した時に係長研修という形で研修が行</p>

われている。その中で人権も扱われるが、障がい者施策や合理的配慮に特化した内容ではなく、同和問題というようなものになる。

- ・村では、総合相談支援課が出先機関だ。障がい者が本庁に行った時、本庁職員で福祉畑にいなかった方は、それが初めての対応になる。総合相談支援課が本庁にあれば、その対応を見て、目で見て慣れることができる。東海村は障害福祉の所管課が出先にあるので、それが難しい。部署をまとめてもらうのは障がい者にとってはメリットだが、職員にとっては意識向上や学びのスキルアップにつながっておらず、村としてデメリットになっている。(有賀委員)
- ・職員の異動が多い。異動で初めて窓口に来た職員に、障がい者に対する接し方の研修があると、窓口に来る方も安心して来られると思う。普通に対応してくれる職員を増やす取組みがしたい。

#### ②合理的配慮推進事業について

- ・現段階でどのくらいの申請があったのか。申請がなければ、これからどのように周知していくのか。
- 事務局：合理的配慮推進事業は、令和4年度に新規事業化したもの。令和4年度は、相談はあったが実績は0件だ。5年度も今のところ申請はないが、相談を受けているところは引き続き相談に乗っていく。周知については、先日、商工会事務局にチラシを持っていき、会員向けの制度案内と説明を依頼した。引き続き周知に努めたい。(申請を)待っているだけではなく、我々から個々のお店に伝えていくのも良いのかなと考えている。
- ・商工会の広報紙に補助制度を掲載してもらい、「こんな制度ですよ」と紹介する手法も効果があるだろう。
- 部会長：村商工会の会員になっている部会委員から、商工会に話をしてもらえよう声掛けする。

#### ③子ども向けの周知活動

- ・冬休み、春休みなどを使って、令和5年度中に子どもたちに伝える機会を持たせた方が良いと思う。
- ・子どもに知ってもらうことが、保護者が知る機会になり、家族で話し合うことになると思う。

- ・子どもは、学童クラブで行われる年に1回の認知症講座を覚えていたりする。継続的に実施した方が、子どもたちにもより身近なものになると思う。
- ・学童クラブは村に6か所あるだろう。年に1～2か所、定期的に行ってお話をするのも良い。
- ・毎年長期休暇に、学童クラブ担当課から「電動車いすを見慣れることを含めて、障がい者のさわりを話して欲しい」という依頼が来て、対応している。別学童が新設された時も、子どもたちは「今の学童クラブが良い。夏休みと冬休みに車いすを触りたい」と言う。そういった1歩は、とても大事だ。
- ・なぜ当事者に協力というと、聞いただけでは分からないでしょうというのが大きい。電動車いすを触らせてもらえるだけでも良い。当事者から話を聞いて、「こういうところが大変だ。あとは変わらないですよ」。具体的な話がずっと入るのは、当事者からの話だろう。そういう方が村内にいらっしやれば。障がい理解を進めるサポーターを増やしていけると良いと思う。

#### ④地域イベントについて

- ・部会委員は事業所の代表なので、利用者の方を出してもらい、サポートをしながら意見交換会のようなものをやる方法も。どの地区にも事業所があると、地区単位で、事業所抱き合わせでできるだろう。
- ・スポーツフェスタはニュースポーツを多く取り入れており、障がい者も参加できるものが多いが、障がいがある方が参加しているのを見たことがない。
- ・障がい者側の親の意識を変えるのは大変だ。自分のいる会でも、「ふれあい福祉まつりがあるから模擬店をやろう！」と声をかけても、来るのは親だけ。自分の子どもを見てもらう、慣れてもらう、知ってもらうことが、子どもが地域で暮らしやすくなることにつながると話すのだが、結局、子どもは誰も来なかった。今は若い人が会を運営しているので、だんだん変わっていくのかなと思う。親を変えていこうというのは難しい。今のことで忙しくて、先のことまで考えられないという感じだ。

⑤差別解消について

- ・村には、差別解消のための相談窓口はあるのか。令和5年度は、何件くらい相談があるのか。相談の中で、差別解消に向けたヒントはあるか。

→事務局：基幹相談支援センターの役割の1つに、人権等の相談を受ける機能がある。相談の電話は定期的であり、行政向けの報告事項として件数を取っている。御自身では差別という思いで電話をかけてくるが、客観的にそれが差別だという判断は難しい。本人の話に関し事実確認ができない場合があり、次の対応につながらないケースもある。

⑥差別解消・精神障がいについて

- ・世間的には、精神障がいの方の差別などが問題だ。見た目障がいと分からない方もいるので、そういう方の理解は難しい。京都アニメーション事件の公判もあり、本当に頑張っている方が奇異の目を向けられてしまう。障がい理解の取組みとして、精神障がいをテーマに、講演会や研修会などのイベントをやってはどうか。

- ・9月末に、当法人主催の精神保健市民講座を開催する予定があり、村広報誌にも掲載している。問合せがある。例年年1回のところ、前回入りきらなかったので、今回2回目やるものだ。

- ・計画策定のアンケート調査で、差別についての項目はどうなっているか。

→事務局：集計はこれからだが、いろいろな意見をもらっている。設問が多かったため障がい種別ごとに調査票を分けるべきという意見。精神通院の方で、障がいではないのに何故アンケートに答えなければならないのかという意見。医療と福祉は別物だという意見。我々としては制度全般で対象になる方という案内をした。自立支援医療の利用だけがそれは障がい者ということか？そう受け取ったという意見があった。

- ・自立支援医療の制度さえ受けたくない人もいる。福祉制度を使うことが自分にとって屈辱的だからだ。そういう方は一人で抱えている。

- ・障がいを受容できない期間をどう過ごすか。その期間が長

くなるのも短くなるのも環境がとても重要で、人との出会いが大切だ。なかなか外に出られない人もいるが、時間が解決するしかない状況もある。障がい受容は大変だ。

- ・日立の家族会主催の市民講座で発表をされた方の話を聞いた。御自身の病気のことや家族の思いを語りつつ、現状について話していて、すごく話が上手だった。

- ・精神障がいについて理解を深めるための講習会、講演会のようなものを開催する。具体的なやり方や時期、対象者等は、事務局を中心に検討する。

→事務局：行政の立場としては、どちらかに偏った話は難しい。日立の講演会は、市民の会の方がやっている。行政としては、市民の会の活動への後方支援だろう。具体的には費用の助成などだ。村内の団体に主催してもらうのか、村が主催するのかを含め、やり方は検討したい。

⑦次回の部会開催について

- ・次の部会で事務局から検討結果を報告し、精神障がいについて理解を深めるための講演会等の開催内容を決定する。

(2) その他

- ・事務局：計画策定のためのアンケートについて状況報告

3 閉会